

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）においては、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等に、新たに共生型サービスを位置付け、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定を受けやすくなるよう、指定の特例を規定した。

共生型サービスの平成30年4月1日の施行に伴う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本事務連絡については、老健局と協議済みであることを念のため申し添える。

記

- (1) 改正法による改正後の障害者総合支援法に基づく共生型障害福祉サービス事業者の特例により、新たに障害福祉サービス事業所としての指定を受けた介護保険サービス事業所において、支給決定障害者等が障害福祉サービスを利用する場合は、従前どおり障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受け、家計の負担能力等に応じて同法に基づく利用者負担額を支払うことになること。
- (2) 共生型サービス事業所を利用するか否かは、支給決定障害者等自身が判断するものであり、65歳以上の障害者に共生型サービス事業所の利用を義務付けるものではない。このような誤解に基づき当該障害者が事業所を選択することがないように、当該障害者が事業所の利用を開始するに当たっては、相談支援専門員等が適切な説明・助言を行うこと。
- (3) 共生型サービス導入後も、障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、これまで同様、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより利用者が適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること。
- (4) 従前からお示ししているとおり、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することもあると考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険サービス利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、共生型サービスの利用を希望する者に対して支給決定を行う際にも、個々の実態に即した適切な運用を行うこと。